

各学校施設開放運営委員会

会長・顧問 各位

神戸市教育委員会事務局総務部

政策調整担当課長 東 慎太郎

令和5年4月からの学校施設開放事業について

令和2年度以降、学校施設開放事業は「学校施設開放事業 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に沿って実施いただいておりますが、今般、国において感染症法上の位置づけを変更する方針が示されたことを踏まえ、令和5年4月よりガイドラインを廃止します。4月からは以下の内容について留意し活動いただくようお願いします。

記

1. 共通事項

- ・学校施設開放事業の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
特に、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを外すこととしてください。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケット（※）を行うようにしてください。
（※咳などをする際に、ハンカチや袖などを使って、口や鼻をおさえること。）
- ・大声での発声は控えるようにしてください。

2. 屋内活動

- ・屋内活動（開放教室、体育館、市民図書室など）を実施する場合、引き続き常時換気に努めてください。

3. スポーツ活動

- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えるようにしてください。
- ・一斉に大声を出す場合、近距離で向かい合っでの発声は控えるようにしてください。

4. その他

- ・今後の感染拡大状況によっては、適切なマスクの着用を呼びかけるなど、状況に応じたより強い感染対策を求めることがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類」に位置付けられる予定である
本年5月8日以降の対応については、国からの方針が示され次第、あらためて検討します。

担当 教育委員会事務局総務部総務課政策係

TEL 984-0615

FAX 984-0618